

公表年月	令和3年6月3日(木)
処分内容	さいたま市保健所は、令和3年6月3日(木)、北区の飲食店に対し、営業停止3日間の行政処分を行いました。
事件の概要及び処分の理由	<p>令和3年5月31日(月)、市内事業所からさいたま市保健所に「職員寮の食堂を利用した複数の者が下痢や腹痛等の症状を呈している。」との通報がありました。</p> <p>さいたま市保健所が調査したところ、寮生437名のうち178名が、5月27日(木)から5月31日(月)にかけて下痢、腹痛を発症していたことが判明しました。</p> <p>さいたま市保健所では、以下の理由により当該食堂で提供された食事を原因とする食中毒事件と断定し、当該食堂を運営する委託業者の営業停止処分を行いました。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 発症者全員の共通食が、当該食堂で提供された食事に限られること。</li><li>(2) 先行する嘔吐事例など、感染症を示唆する事例が確認されなかったこと。</li><li>(3) 発症者は、下痢、腹痛を呈しており、患者の発症時間に一峰性が見られたこと。</li><li>(4) 患者を診察した医師から食中毒の届出が提出されたこと。</li></ol>
初発年月日	令和3年5月27日(木)
患者者等の状況	患者178名(男性125名、女性53名)(受診13名) 患者の主な症状 下痢、腹痛
原因物質	その他の病原大腸菌
原因食品	不明